

2021年7月21日

山梨県知事 長崎幸太郎殿
山梨県県土整備部長 大儀健一殿
山梨県県土整備部都市計画課長 伊良原仁殿

中部横断自動車道八ヶ岳南麓新ルート沿線住民の会

韮崎都市計画道路1・4・1号（中部横断自動車道）の
環境影響評価方法書への質問に対する不回答への申し入れ書

私たちは国土交通省が中部横断自動車道（長坂～八千穂）の山梨県区間で計画している高速道路での整備計画とその進め方に対し、これまで8年以上にわたりその問題点を具体的事実に基づいて指摘し、この計画に重大な瑕疵があることを明らかにしてきました。

八ヶ岳南麓を横断するこの建設計画は、豊かな自然環境や景観・生活環境と農業・商業活動等に重大な影響を与えることが懸念されるだけでなく、少子高齢化対策の目玉として山梨県や北杜市が推進している県外者の移住促進・二地域居住を推進する政策とも大きく矛盾するものです。更に、この建設計画により既に沿線住民や別荘所有者等の私たちの日常生活は大きく乱され、日本国憲法で保障されている平穏な生活を送る権利が侵害され、財産権も脅かされている状態が続いています。

山梨県は道路手続き上の計画段階評価の問題点、建設ルート関係図の改ざん、意思決定に係る会議内容等の非開示の問題等が山積する高速道路建設計画に関し妥当性・正当性のある説明もできないまま、2019年5月に突如都市計画を持ち出し、その都市計画の決定権者は山梨県知事であるとして、中部横断自動車道の環境影響評価の手続きを都市計画道路の環境影響評価として行うことを表明しました。そして同年8月1日に国交省から送付されたその方法書の公表を強行し、住民説明会を開催しました。道路手続き上の問題など、多くの問題点の指摘を無視し手続きを強行し続けることは大きな問題です。そして、このような対応は建設計画地及び周辺地域の県民であり当事者である住民・別荘所有者、商店主や農業生産者等が置かれている状況を全く考慮しない不当なやり方と言わざるを得ません。

私たちは2021年6月8日に主管課の県土整備部都市計画課の吉野一郎都市企画監に、中部横断自動車道の建設計画の基本である計画路線の全長が、山梨県が公表した方法書では従来国交省が示してきた約34kmから約40kmに変更されていることに関し説明を求めました。しかし対応した吉野都市企画監はこの事実を承知しておらず、指摘に対して「甲府河川国道事務所に聞く」と無責任な対応に終始し、現在に至るまで山

梨県としての説明、回答をしていない状況が続いています。

山梨県が、韮崎都市計画道路1・4・1号（中部横断自動車道）の都市計画決定権者として山梨県民へ環境影響評価の方法書を公表した以上、その内容に関して県民の質問や疑問に答えることは行政の最優先されるべき責任と言え、至極当然なことです。山梨県には、方法書へのこの疑問・質問に直ちに書面で回答するよう求めます。

また、山梨県が公表したこの方法書への県民の疑問や質問に責任をもって答えられないのであれば、方法書の公表自体が問題であることが明らかであるため即時この方法書を撤回し、環境影響評価の方法書に基づく手続きと現地調査を中止することを求めます。

【連絡先】

中部横断自動車道八ヶ岳南麓新ルート沿線住民の会

連絡担当：佐々木郁子 電話 0551-47-6260